

◇大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例第10号）第2条第1項第1号に掲げる法人の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

（総務局行政部総務課）